

法学を学ぶ意味

——社会の責任ある一員として

後 藤 啓 二

企画趣旨と講師の御紹介

法学部教育実践委員会副委員長

西山隆行

法学部で学ぶことにはどのような意味があるのだろうか——法学部に入学した当初は誰もが一度は考えるであろうこの問いについて、高年次になってからじっくり考える機会は、実は意外と少ないかもしれません。大学で学ぶ内容は専門性が高いので、年次を追っていくに従って法律科目の学習が条文の解釈に特定して、何故法や法律が必要なのか、あるべき社会の姿と法はどのような関わりになっているのか、などの、根本的かつ重要な問題に思いを致す機会がかえって減少している場合もあるのではないかと思います。

二〇〇八年三月に甲南大学法学部学生（当時）が虚偽告訴容疑で逮捕されたのをうけ、法学部教授会では、法学部で学ぶ意味、法学部で学ぶ者の姿勢について再考する必要があるとの結論に達しました。そこで、二〇〇八年六月一二日に後藤啓二弁護士に「法学を学ぶ意味——社会の責任ある一員として」と題する講演をしていただ

講 演

き、九〇〇名を越える学生が聴講しました。また、主に新生が履修している基礎演習の共通講義として、五月に前田忠弘法学部教授が「法学部で学ぶ意味」について講義を行いました。さらには、法学部の二年次以上に配当されている科目を担当している全教員が、六月にそれぞれの専門に基づいて「法学部で学ぶ意味」についての特別講義を実施し、初心に立ち返って法学部で学ぶ者の姿勢について再考しました。中でも、後藤弁護士の講演は重要な問題が多数提起されており、法学部で学ぶ意味について考える貴重な素材を提供してくださっているため、ここに収録させていただくこととしました。

講師をお引き受けくださった後藤啓二先生は、昭和五七年三月に東京大学法学部第二類(公法コース)御卒業後、同年四月に警察庁に御入庁なされました。警察庁御勤務時には、警察庁長官官房企画課、大阪府警察本部・愛知県警察本部の各部長の他、内閣法制局参事官補、安全保障・危機管理担当の内閣官房副長官補付参事官等を歴任しておられます。警察庁御在勤時には、平成二年の道路交通法改正、平成三年の暴力団対策法制定、平成一〇年の風俗営業等適正化法改正、平成一二年には、後に議員立法がなされることになったストーカー規正法の制定作業に従事されました。また、都道府県警察在勤時には、大阪府安全なまちづくり条例、愛知県安全なまちづくり条例の制定作業にも従事なされました。内閣官房在勤時には、国家緊急事態基本法案の検討にも従事しておられました。

平成一七年五月に警察庁を退職なされた後は、後藤先生は弁護士として、企業のコンプライアンス・リスク管理、内部統制、反社会的勢力対策等の企業法務に取り組みれる一方、全国犯罪被害者の会(あすの会)、ストップ子供売春の会の支援弁護士として、犯罪被害者の支援活動、児童ポルノ・児童買春問題、インターネットをめぐ

法学を学ぶ意味

る法律問題等に取り組んでおられます。

主な御著書には、『会社法・施行規則が定める内部統制』（中央経済社、二〇〇六年）、『企業コンプライアンス』（文春新書、二〇〇六年）、『なぜ被害者より加害者を助けるのか』（産経新聞出版、二〇〇八年）、『リスク要因からみた企業不祥事対応の実務』（中央経済社、二〇〇八年）などがあります。また後藤先生には、二〇〇八年度後期に甲南大学で開講される「刑事政策」という講義の非常勤講師として、何度か講義も御担当いただいています。

法学部長・中井伊都子による趣旨説明

法学部長の中井です。ご存知のとおり、三月に非常に残念な逮捕事件が発生してしまいました。甲南大学の教員として、また、法学部の教員として、心から被害者の方におわびを、改めて申し上げたいと思いますし、学生みなさんにもこの気持ちを共有していただきたいと思います。

今回は、この事件を教訓として、法学部で学んでいる私達一人一人が、法学部で学んでいくことの意義、意味、プライド、そういうものをもう一度確認して、改めて自分の立場、それぞれの置かれている状態を考え直していただきたい。そういう機会にしたくて、今日、後藤先生にお願いをして、講演をしていただくことになりました。皆さん聞いておられるとおり、明日から一週間は、今日のお話を受けて、法学部の各教員がそれぞれの講義で、それぞれの専門分野で、社会・倫理のことをお話して下さることになっています。あわせてしっかり聞いていただいて、「法学部で勉強しているんやな」ということを、もう一回確認して、自分が学んでいることの意義を考え直していただきたいと思っております。しっかりと聞いてください。

講 演

後藤啓二弁護士による御講演

ただいまご紹介に与りました、後藤でございます。本日はこのような機会をお与えいただきましたこと、大変深く感謝をいたしております。

今回は、先ほどご紹介にもありましたような事件があったということ、皆様方に対して、倫理について、あるいは、法学を学ぶ意義についてお話をしてほしい、という依頼を受けたわけでございます。私ごときの者があまり偉そうに話せることでもないかと思うのですが、先程ご紹介いただきましたように、大学を出てから警察庁、あるいは都道府県警察、また、今は弁護士をしておりますが、ずっと法律に携わってきたという経験がございますので、そうした経験を踏まえて、私なりに思うところをお話させていただき、皆様方に何らかの有意義なことがあれば、非常に光栄に思う次第でございます。

先程ご紹介いただきましたが、少し自己紹介をさせていただきますと、昭和五七年に警察庁に入りまして、霞ヶ関でのいわゆる役人勤務と、あとは、大阪府警察でありますとか愛知県警でありますとか、兵庫県警でも最初に見習いをやっていたのですけれども、いわば現場での警察官の実務をやってまいりました。現場での実務というのは、まさに法律の執行に携わってきたわけで、被疑者、被害者両方と接することが非常に多かったわけです。私のこれまでやってきて、今もやっております仕事のメインの一つに被害者支援がありますが、それは現場での職務を通じて問題意識を持った面が非常に多いと思います。

また、警察庁では、法律を作る部門にいた時期が長かったのですけれども、暴力団対策法なども作りましたが、ストーカー規制法の立案もやりました。それは、現場で、被害を受けている女性が非常に多くいるにもかかわらず、それに対する有効な法規制がないという実態を知る立場におりましたので、そういう法律の制定が必要ではないかと考えた次第

法学を学ぶ意味

です。ですから、本格的に研究、勉強したわけではないのですけれども、長年現場なり実務を経験してきた立場から、色々な勉強ができたということがございます。本日は、そういう経験を踏まえてお話させていただきますので、法学を研究されている方からすると、どうもよく分かっていないと思われることがあるかもしれませんが、そういう経緯を踏まえてお話させていただくということでご理解をいただければと思っております。

まずは最初に、本事件・今回起こりました非常に残念な事件を契機に、大学生、特に法学部の皆さんに対して、倫理についてお話をしたいということでしたので、それについて話をさせていただきます。

私も報道で知ったわけでございますが、先日本学の学生が痴漢でっち上げ事件で逮捕、起訴されるという事案が発生しました。ついこの前公判が開かれまして、報道によりますと、本人も起訴事実を認めておるといいますので、本人に係る行為を起こしたという前提で話をさせていただきます。

いうまでもないことですが、彼が行った痴漢でっち上げ、虚偽告訴事件というのは、善良な人に罪を擦り付け、犯罪者の汚名を着せるものですから、極めて卑劣といえますか、悪質な犯罪です。でっち上げられた人にとりましては、真相が明らかにならない限り、そういう汚名を着せられて、下手をすれば一生そのままになってしまうかもしれないわけで、その被害は極めて甚大であります。一般の犯罪の被害者ももちろん大変な被害を受けるわけですが、ただ、被害者として社会から同情と敬意を持って接せられます。実は我が国ではこの点に問題があるので、これについてはまた後でお話しますが、一般の被害者ならそういう立場にあるのですけれども、でっち上げられた被害者はそういうふうにも見られないので、精神的に非常に過酷な立場に立たされるわけです。この

講 演

ような犯罪は、極めて悪質な犯罪であることが間違いないわけです。このような罪を犯した者に対しては、その制裁も極めて重くなるのは当然でありまして、せっかく本学に入りながら、彼自身も大変なダメージを受けることになる。でも、これはもちろん自業自得、そういう立場になってしまったということです。このような行為、このような罪を犯してはならないことはいうまでもありません。子供でも分かっていることです。ところが、彼には、これがわかっていなかったわけですね。これは悪いことだと思っていたにもかかわらずやったのか、あるいは、捕まらないだろうと思ってやったのか、詳しいことは分かりませんが、最低限いえるのは、彼には、著しい規範意識の低下がみられたことは間違いないわけです。

ただ、彼は特殊な人間かといいますと、実はそうでもないのです。ご承知のとおり、世の中には山ほど罪を犯す人間がいるわけで、大学生による犯罪も結構起っています。関西の大学でもこの前大麻所持ですとか、一年ほど前に強姦事件を起こした学生もおりました。日本全体でいえば、一年間に二〇〇万件ぐらいの犯罪が起っているわけで、罪を犯す人間は、別に特殊ではないのです。また、皆さんこれから社会に出て、企業や官庁、地方自治体等に就職される方が多くおられると思うのですが、そういう所では、もちろん数は少ないのですけれども、結構不祥事がありまして、その会社に入って、そういう組織に入ったが故に犯してしまう犯罪というもの、最近多いわけです。ですから、彼は極めて特殊な人間で、全く自分たちに関係ないのかというと、実はそういうわけではないのであります。そういう環境におかれて心ならずも、ということもありますでしょうし、今からちょっと話しますが、特に最近多いのは、すぐキレてしまう、キレて犯罪を犯してしまうことも、実は最近では珍しくないのです。ですから、今回彼の行った犯罪は特殊な犯罪ですのでこういうことをする人が多いわけではないのですが、先程申し

(甲南法学'09) 49-1・2-68 (68)

法学を学ぶ意味

上げましたように、罪を犯すのは規範意識が低下しているからですが、この規範意識の低下は最近の世の中では非常に多く見られるわけです。

例えばよく聞くのは、電車の中で化粧をすとか、あるいは飲食をすとかです。こういったことは四・五年前はまず見られなかったのですが、すぐキレるとか、また、病院とか学校に対して文句をいう、いわゆるモンスター・ペイシエント、モンスター・ペアレンツなど、そういう人が増えているわけです。これはもちろん、それ自体犯罪に当たるといことではないのですけれども、度が過ぎると犯罪になる場合もあるわけですし、また、キレて怒鳴って殴ると暴行罪や傷害罪にあたります。キレて恨みを持ってインターネットに書き込みをすると、名誉毀損にあたる場合があるわけですね。

ですから、最近の規範意識の低下といいますか、すぐキレるなどの行為をす人が増えていると思いますが、そうした行為はそれ自体が犯罪だということではないですけれども、実は極めて危険な位置にあるということができると思うのです。キレて何かをやってしまうと、これは実はすぐ罪を犯すようになってしまうという立場にあるということですね。日頃から規範意識が低下していると、罪を犯すとかいうこととは無縁の人でも、つい何かあったときに衝動的に犯罪を犯してしまうという立場になりうるわけです。

私は弁護士になってから特に企業の企業法務、その中でも、例えば企業コンプライアンスでありますとか、企業のリスク・マネジメントという分野に従事しておりますけれども、よく企業の方に申し上げるのは、コンプライアンス（法令遵守）というのは、守らねばならないのは法律だけではなく、法律以外に、企業であれば企業倫理を守らねばならないということをお願いしているわけです。これを裏からいうと、法律違反をしてはならないのはもちろんですけれども、それ以外にグレーな行為もしてはならないということです。

講 演

例えば、最近では船場吉兆という高級料亭が倒産に追い込まれましたが、最終的なとどめになったのは、食べ残しを使いまわしていたことが明らかになったからです。こういうことは法律違反ではないんですけれども、誰もが、まさか高級料亭ではやっていないだろうと思っていたことをやっていたということで、そういうことがバレると、信頼はガタ落ちになってしまうわけであります。企業にとって法律を守るのは当然ですけれども、それ以外のグレーな行為をしてはならないということも、コンプライアンスの意味するところになっているわけであります。

同様の企業も結構ありまして、例えばライブドアという会社が粉飾決算で摘発されましたが、それ以前にやはり、結構グレーな行為をやっていたわけです。直接法律違反にはならないけれども、普通そういうことはやらないだろうとされることを、彼らはやっていたわけです。その度に彼らは、「法律には別に違反していない」と言っていたわけですからけれども、結局はその裏で、粉飾という明らかな法律違反をやっていたわけです。

何をいいたいかといいますと、とりあえず守らねばならないもの、まず企業については、守らねばならないのは、実は法律だけではないということですね。法律さえ守ればいいと思っていると、実は、法律違反を犯してしまう立場に近い位置にすることが、企業にはいえるだろうと確信しております。日頃から企業の体質として、グレーなことをしない体質であればなかなか法律違反は犯さないですけれども、日頃からギリギリまでやっていいのだというような企業は、法律違反を犯しやすい体質だということを感じています。それは、個人にとっても同様だと思っております。元から犯罪を計画しているのは論外ですけれども、普通の、法律は守ろうと思っている人でも、ギリギリまでやってもいい、迷惑行為であっても警察が出てくるわけじゃないことならばやっていいと思っている人は、実は、立ち位置としては、かなり危ない位置にいるのでは
(甲南法学'09) 49-1-2-70 (70)

ないかと思っております。

そういうことをやらないようにすることは、倫理として当然ですけれども、皆さん一人一人にとっても、リスク管理という観点からも有意義なことだと思います。リスク管理、リスク・マネジメントというのは、自分にふりかかるであろう危険をあらかじめ察知して、洗い出して、被害を受けないように対策をとることですけれども、それは、個人にとっても同じなのですよ。自分の性格ですとか、自分の置かれている立場を一度ゆっくり考えてみて、「ああ、今の自分にはこういうところがあるな」ということを分析して、例えば、迷惑行為といわれることをよくやっているなとか、最近すぐキレてしまうなとか、そういうことを自覚すれば、自分で修正していく、自分でそういう性格、態度が将来にもたらずであろう危険を予測して、そういうことが起こらないように、自分の生活態度や性格を変えていく努力をしていくことが、自分のためにもなるわけでありまして。こうしたことは、実は社会人になれば、結構感じることが多いのです。それぞれの職場に入って、職場での人間関係も大変ですので、そのうち部下を持つようになればいかにうまく部下を使っていくかということを考えるのですけれども、実はそれと同様に、自分の生活態度や性格で気になるところがあれば一度よく見直して、イカンと思う所があれば、変えていくのがいいのではないかと思っています。これは別に特別なことではなくて、社会常識の範囲内ですので、子供の頃お父さんやお母さんがいっていたなとか、小学校の先生がいっていたな、という事を思い出すだけで十分かと思えます。

皆さんは今大学生、大学生活で自由を満喫しておられると思いますが、私もそういう時期がありまして、自由な生活をやっておったのですけれども、就職をすると、実はもっと自由になるのです。収入が入ってきますので、得た収入の範囲で自分の好きなことができるので、自由が広がるわけです。今はもちろん自由な世界ですので、社会に出て自分で収

講 演

入を稼ぐようになると、自由に色々なことができるようになるわけです。でも、当然のことながら、自由には規律が伴うのです。社会人になればもっと自由になるのですが、それに応じて規律が要求されるわけです。学生であれば勘弁してくれる、例えば、警察も勘弁してくれたり、社会的にも問題にならないようなことも、社会人になれば、勘弁する事情がなくなるので、求められる規律は高くなるわけです。これは、自由が大きくなる当然の代償だと思うのです。こうした規律は、自分で身につけるしかないわけですね。大学生になって、親が教えてくれたり先生が教えてくれたりするわけではありませんので、自分で身につけるしかないわけです。ですから、今回このような事件が起こって大変残念ではありますが、このような事件を契機に、今一度自由には規律が伴うという当然のことを意識して、自らを律していただければと思っている次第であります。

このことは、法学部の学生だからということではなくて、あるいは大学生だからということではなくて、皆に等しく要求されることですが、やはり法学部の学生は一般の人よりもより規律が求められる立場にありますので、ぜひ、これを機に、自由には規律が伴うということを意識して、自分の生活態度、行動を見直していただきたいと思う次第です。以上が、今事件を契機に私から申し上げたいことでございます。

それでは、残りの時間は、法学を学ぶ意義についてお話をさせていただこうと思います。最初に申し上げましたが、私はずっと法学の研究をやってきたわけではございませんので、不十分なところしかいえないのではないかと考えております。先程申し上げたような、実務を通じて感じていることを、今からお話させていただこうと思っています。

ではまず、法律に携わる立場としてどういうものがあるかということからお話をさせていただきます。大きくは、法律を制定する立場、あるいは
(甲南法学'09) 49-1・2-72 (72)

法学を学ぶ意味

は、それを解釈、運用する立場ということになります。まず、法律を制定する立場は、ご承知のように国会、そして条例については都道府県などの議会ということになっていて、国会議員とか議員にならない限り関係ないと思われるかもしれませんが、実は、そういうわけでもないのです。私のように役人をやったり、都道府県あるいは市町村に勤務すれば、結構法律を作ったり条例を作ったり、正確には案を作るわけですが、そういう立場に立つことも稀ではないのです。皆さんの中にも、役所に勤めるようになる方もいると思いますが、そういう方にとっては、法律案、条例案の原案を制定する立場になる方も少なくないのではないかと思います。

また、これまでは法律とか条例というのは役人が原案を作ることが多かったのですが、最近は、民間の立場で、法律なり条例なりの制定を要求することもよくみられるようになりました。私も今、全国犯罪被害者の会と、ストップ子ども買春の会の支援弁護士をやっております。そのようなNGOで法律の改正案を作ってアピールする、記者会見をしてアピールする、それを各政党の方に持ち込んで、法律の改正をしてほしいと要望をしております。ですから、色々な問題意識をお持ちであれば、民間の立場でも、法律や条例の制定を求める、原案を作って改正を求めることは、十分できるわけです。

次に法律の解釈、運用する立場ですが、法律の解釈、運用というのは、厳密にいきますと最終的には裁判所が判断するわけですが、法律の主管官庁なり、皆さんが勤められるであろう企業でも、関係する法律を解釈、運用する必要があるわけです。企業が事業活動を遂行する上で守らなければならない法律はいっぱいありまして、それを理解した上で解釈して運用することが、当然に求められるわけです。その中で、法務部などにいけばそれが専門になるわけですし、そうでなくても担当部門に入れば、法律の解釈、運用は十分知っておかねばならないわ

講 演

けです。また、皆さんのように法学部の方は、特にそういうことを企業から期待される立場にありますので、法律の解釈、運用は今後、社会人になってからも非常に重要な事柄になっていくと思っています。

これ以外にも、役所や企業に勤めなくとも、一般国民としても、法律を十分理解しておく必要があるわけですね。いかなる立場に立とうとも、法律と無縁の生活はできないわけです。ですから、法律の基本的な知識はあるに越したことはないので、法学部の方はぜひともその基本的な素養を持つことが求められているわけであります。

それでは、法律の基本的素養とは何かということについて、お話をしようと思います。その前提として、私は、法律の条文を覚えることは重要ではないと思っています。とはいっても、基本的なところは知っておかないと話が進まないのですが、細かい条文なんか、覚えている人間なんて誰もいないわけです。民法とか憲法とか刑法など主な法律の、主な条文、基本的なところを知っておく必要があることは当然の前提として、いっておきたいのは、知識を学ばばいいということではないということです。どういうことかといいますと、法的な思考方法といいますか、リーガルマインドといいますか、そういうのを知っておく必要があるだろうということです。

リーガルマインドとは何かというと、論理性とか色々ありますけれども、一番の基本は、常識、国民の一般常識ということだろうと思っています。これは、私が現場にいたり、警察庁で法律の原案を作ったりした時に常に心がけていたことですけれども、自分なりに問題意識を持って対策を考えても、それが社会常識、国民の常識と一致していなければ、単なる思い上がり、思い込みになってしまいます。法律を作る過程でも、内部で議論するのはもちろんですけれども、できるだけ多くの外部の人の意見を聞いたりしました。そこで、「ある一面ではこうかもしれないけれど、ちょっと極端な結論である」とか、「いや、その通りだ。弁護士は
(甲南法学'09) 49-1・2-74 (74)

法学を学ぶ意味

反対しているかもしれないけれども、その考えでいくべきだ」という風にいわれたこともあるわけです。ですから、法律の制定あるいは解釈、運用をする際には、一般国民の常識と乖離していないかどうかということをもまず考えることが非常に重要だろうと思います。

これは翻って法学とはどういうものかと考えた時に思うのですけれども、法律とは結局は社会生活上のルールなわけですね。紛争が起こった時に解決する指針、基準になるわけですので、これは、多数の国民の納得を得られるものでないと駄目なわけです。とにかくその基準を作ればいいというわけではなくて、国民の多数、全員というわけにはいかないのですけれども、少なくとも国民の多数が納得のできる内容であることが必要なわけです。ですから、専門的知識も必要ですが、一番重要なのは、常識にそったものであること、多数の人が納得するのは大抵、正義感、素朴な正義感に基づいたものが多いわけです。もちろん法律の中にも単なるルール、車が右側を走るか左側を走るかのよう単なるルールもあるのでありますが、実質的な内容としては、やはりどっちがいいか悪いかを決めていることが多いわけですので、素朴な正義感に裏付けられているものが結構多いわけです。ですから、法律の制定あるいは解釈、運用にあたっては、国民の常識、素朴な正義感が根底にある必要があるだろうと考えています。

逆にいうと、常識がないとか、素朴な正義感がない人は、解釈、運用を誤って、法律を形式的に解釈してしまう恐れがあるわけですね。こういうことは法律にも書いてありまして、ご承知かと思いますが、民法には権利の濫用は許されないとか、公序良俗に反する行為は無効とか、そういうのが一般条文にも現れているのですが、そういう常識というか正義感が、やはり根底には必要だろうと考えています。ですから、当たり前ですが、法学を学ぶには、素朴な正義感、健全な社会常識を維持していくことが大事だろうと考えております。

講 演

これは先程、企業に求められているコンプライアンスについて、法律だけじゃなくて、一般常識、企業倫理も守ることが必要だと申しましたが、それと同じだと思うのです。守らねばならないのは法律だけでないというのは、法律を解釈する際にも重要です。形式的な法律の条文から解説するだけではなくて、その根底にあるものを、素朴な正義感に従って判断していくことが必要だろうと思っております。

それと関連してお話しますと、特定のドグマとか、イデオロギーとか、思い込みとか、価値観とか、人によってももちろん様々ですけれども、それもあまり持ち込むといけないのですね。例えば、私は平成九年、一〇年に風俗営業法の改正、具体的には、インターネットのポルノ規制をやったのですけれども、猛反発を受けました。当時は、インターネットは自由であるべきだ、しかも完全に自由であるべきだという人が結構多くて、びっくりしました。あれから一〇年くらい経っていますので、そういうことをいう人はさすがにいなくなったのですけれども、当時は、あらゆる規制をしてはならないと大真面目にいう人がいました。それはどう考えてもおかしいわけですよ。もちろん、言論の自由にとどまる限りは自由でいいのですけれども、詐欺を行ったり、ポルノをまきちらしたりは、当然してはいけないわけです。ところが、インターネットの普及当時は、そういうことを本気でいう人が、それなりにいたのですね。さすがにそういう非常識なことを「そうだ」という国会議員はいなかったのです、もちろんこちらの案が通ったのですけれども、思いこみといえますか、ドグマといえますか、そういうものを持ち込まないようにしなければならぬと思っております。

次に、時代の変化に対応することも、やはり必要だと思っております。実は、今は、第三の大立法期といわれているのですね。明治維新が第一の立法期、戦後が第二の立法期で、一〇年ぐらい前からだと思いますが、第三の立法期といわれております。今、多くの法律が、どんどん大改正
(甲南法学'09) 49-1-2-76 (76)

法学を学ぶ意味

されているのですね。ピークは過ぎたかもしれませんが、今でも結構、改正が行われています。国民の常識も、時代とともに変化をしているわけです。先ほど申しましたが、法律やルールは国民の常識に沿ったものである必要があるので、時代が変わって国民の意識も変われば、それに応じて変えていく必要があるわけです。その基本的な部分は、そんなに変わるところはないと思うのですけれども、結構変えていく必要のあるところが多いと思っております。

刑法についていえば、まあ刑法とは何ぞやとは、私には定義は上手くいえないのですけれども、国民の生命や身体や財産を侵害する行為を禁止する法律、刑罰をもってでも禁止しなければならない行為を規定する法律ではないかと思うのですが、これはやはり、変化するわけです。以前は認められていたことが、やっぱり規制するべきだとなるのもあれば、逆の場合もあるわけで、結構変化するものです。法律というのは、国民の常識、価値観を反映するものですから、当然ですね。ですから、法律の内容は国によって違うし、時代によっても違ってくると思っております。

ところが、我が国では、一〇年ぐらい前までは法律の大改正はなされなかった。戦後すぐにできた法律がずっと続いていて、特に刑事法の分野で顕著でした。しかし、一〇年ぐらい前に、刑事法の分野でいうと、刑法の改正でありますとか、児童買春・児童ポルノ禁止法でありますとか、ストーカー規制法とか、DV法とか、新たに刑事罰を設けるような法律の制定あるいは法改正が、どんどんできているわけです。厳罰化で好ましくないという意見の方もおられますが、私はやはり、国民の意識の変化を反映したものであって妥当であろうと考えています。

例えば、ストーカー問題にしてみれば、従来は、警察は対応しなかったのですね。警察には民事不介入原則がある、あるいは男女間の恋愛問題なので、基本的に警察はやりません、介入しませんとっていたので

講 演

す。よく批判されていたのは、被害を受けている女性が警察にいても「じゃあ、殴られたら来てください」みたいなことをいていたことですね。一〇年ぐらい前では対応しないということになっていたのですけれども、それで大変な凶悪事件が発生して、法律の制定に至ったわけです。制定当時は、警察が個人間の争いに介入するのは好ましくないという方もおりましたが、今はかなり少なくなりました。一つには、被害者を放置していいのか、そんなことは絶対いかなだろ、これは警察の仕事ではないのか、というのが国民の大多数の常識といえますか考えでありまして、そういう法律ができて、警察が対応しているわけでありまして。

DV法もそうです。ストーカー以上に、夫婦喧嘩などに警察が介入するべきじゃないといわれてきたのですけれども、DV法ができて、命令を出すのは裁判所ということになります、それ以前の段階で、警察が相談を受けて対応することが求められるようになってきているわけです。一昔前までは、そんなことは刑罰をもって担保するものではないとか、警察がやるべきではないとかいわれてきたことが、社会の変化、国民意識の変化で、刑罰をもって警察が対応することにしよう、という風に変わってきているわけです。

同じような話ですが、犯罪被害者の権利とか加害者の権利の問題があるのです。皆さんご承知かと思いますが、これまでは、刑事訴訟法の中で犯罪被害者はほとんど出てこなかったのです。加害者の権利としては黙秘権など様々あるのですが、被害者というのは、ほぼ証拠物としての位置付けしかされてこなかったもので、法廷に出てしゃべるということは全然認められなかったのです。それが平成十一年に一部認められたわけですけれども、それでも不十分で、昨年の国会で一定の重大犯罪の被害者が刑事裁判に参加できることとなりました。検察官の隣に席を与えられて、限定されたものではありますが被告人質問をできるようになったわけです。これは、四、五年前まではほとんど考えられなかったことで

(甲南法学'09) 49-1-2-78 (78)

法学を学ぶ意味

す。私もそういう運動をやってきましたが、この二、三年で急速に理解が進んで、こういう法制度ができたわけです。また今の国会では少年審判にも重大犯罪の被害者が傍聴することができるという改正案がかかっておりまして成立直前であります。

このように、一昔前、五、六年前は実現するとは思えなかった法制度が、最近、急速に実現するようになってきているわけです。国民の意識、時代の変化によって法制度は変わるといいますか、変えることができる。その時代の国民の常識にそって変えることができるというか、変わらなければならないものだろうと思っています。

また、自分のやってきた経験、反省からいいますと、お上に任せていたのではあまり変わらないですね。最近の大きな特徴は、犯罪被害者の分野でいえば、犯罪被害者の団体が自ら声を上げて法律改正を求めている。それが今、現実化しているわけで、その他の分野でもNGOが声を上げて法律改正を求めている。それが結構現実化してきている、こういう時代になってきたなと思っています。これはいいことだと思うのですね。以前は、法律の制定は官僚が独占していたわけですが、これで不十分な点がいっぱいあったわけで、そういうところを民間の力、一般国民の力で変えていくことが決して珍しいことではなくなってきたということです。こういったことも、これから法学部で学んだ皆さんが、当然一般人よりも法律の知識を持っておられるわけですから、役所に勤めなくても、そういうことをおやりになればいいなと思っておるところであります。

先程申し上げましたように、法律的な解釈・運用というのは国民の一般常識にそって判断することだと申し上げました。では、現行の制度で、考えるべき素材は、結構あると思っております、何点かご紹介いたします。

例えば、先程申し上げましたのは、犯罪被害者の権利、四、五年前ま

講 演

ではほとんど認められていなかったものが一気に認められるようになったと申し上げましたが、これはやはり、国民の多くは、これはおかしい、いわれてみればその通りだ、と実は思っていたということだと思うのです。そこまで理解が進んでいなかったら、すぐに法律でも変わらなかったわけです。国民のかなりがおかしいと思っていることは、他にも結構あると思います。今から、例えばどういうことがあるかをお話してみようと思います。

一つは、犯罪の時効制度です。殺人とか、人を死に至らしめる犯罪についても時効がありまして、ご承知の通りかと思いますが、殺人では一五年、最近ちょっと延びまして二五年に変わりましたが、これは必要なのだろうか、本当に合理的な制度なのかということは、よくよく考えると疑問があるところです。まあ民事の時効制度は仕方ないかなと思ったりするのですけれども、刑事については、ちょっとした窃盗とか詐欺とかは止むを得ないかもしれないですけれども、人を死に至らしめる犯罪について時効制度は正義に適った制度なのかと考えると、かなり疑問の余地があるわけですね。

もちろん、時効制度には色々な理由がありまして、本には色々書いてあるのですけれども、素朴に考えると、人を殺しても、うまく逃げて一五年、二五年経ったら無罪放免ですよ、自由ですよ、大手を振って生きていいですよということを、被害者や被害者遺族の犠牲の上に権利として認める必要があるのかと考えると、結構な人が「それはどうかな」と思われるのではないかと思うのです。これは実は諸外国でも、全部日本と同じような制度というわけじゃなくて、特定の重要犯罪については時効がない国は結構あるのです。この点については、そういう運動が始まっているわけでありまして、今後もしかしたら変わるかもしれないですが、結局は国民の常識で決まるのだと思うのですよね。健全な常識、「やっぱりそれはおかしい」と思う人と、「いや、そうはいつでも…」という
(甲南法学'09) 49-1-2-80 (80)

人と。検討されるべき素材ではないかと思っております。

あと、もう一つは、児童ポルノの問題があります。これは、私が警察庁時代からずっと取り組んでいるテーマの一つですけれども、ご承知だとは思いますが、平成十一年に児童買春・児童ポルノ禁止法が日本にできました。それまでなかったのですね。それまでなくて、世界からどういわれていたかといいますと、日本はとんでもない国だ、児童ポルノを唯一合法としている国だといわれておりました。私は平成一〇年、法律ができる一年前に児童ポルノ問題の世界会議がリヨンでありまして、日本から一人で参加したことがありました。参加すると、「ジャパン！ジャパン！ジャパン！」といっているのです。要するに、当時インターネットで蔓延している児童ポルノの八〇％が日本発だったとされており、日本は児童ポルノを合法と認めているということで、すごい批判をされました。私はそこで、「なんとこの会議に日本から一人で参加している勇敢な人がいる」とかいわれて、「よく来たな、お前」みたいな扱いをされたのですけれども、そこで発言が求められて、「日本でも法律を作っている最中だから、少し待ってほしい」というのが精一杯だったです。当時日本は「児童ポルノは別にいいのではないか」みたいな認識だったのです。それが、世界の常識とは著しくかけ離れていたわけです。

で、何とか法律を作ったのですけれども、単純所持というのですけれども、児童ポルノを単に持っているだけ、インターネットや本屋で買って単に持っているだけでは、今でも罰せられないのですね。当時から我々は単純所持も禁止すべきだと主張しました。当時はですね、今でもそうなのですから、児童ポルノを単に楽しむだけだと、児童ポルノを単に楽しむだけで誰にも被害は与えないから自由にすべきだと、個人の楽しみにまで国家が介入すべきでないという意見が多くて、法律に盛り込めなかったのですね。実は今でもできていないのですよ。G8で単純所持を禁止していないのは日本とロシアだけなんです。私たちも単

講 演

単純所持を禁止すべきだというアピール、運動を行っているんですけども、なかなか法律が通らない状況なのです。

これについては、はたして児童ポルノを楽しむという権利が個人にあるのか、という問題なのです。日本で世論調査をすると、九割以上の人が児童ポルノの単純所持は規制すべきだという結果がずっと出ているのです。ですから私は、もう完全にケリがついたと思うのですけれども、立法府、国会はなかなか法律を整備しないのです。国民の世論は、児童ポルノ規制派が九割になっているのですけれども、国会ではなかなかそうはいかない、そういう状況にあるということです。

あと、個人情報保護の問題、これも四、五年前に個人情報保護法ができて、個人情報は保護されるべきだということが常識となっています。しかし、これは一面どういうことになってきているかという、本当に必要な情報まで出さないという人や、役所、企業が出てきているわけですね。これも報道されていましたが、B型肝炎にかかっているかもしれない人に対して、それを伝える必要があるということで、病院がある市の市役所にその人の住所を問い合わせたら、その市は、個人情報保護法、保護条例上教えることはできないと拒否したのです。ここまでくると本末転倒ですけれども、人の生命を救おうとする行為を個人情報保護を理由に拒否する地方自治体まで出てきておりまして、結論から考えると妥当でないことは明らかですね。これは先程来私が申し上げているような国民の常識に反する解釈をする典型例だと思うのですけれども、何が大事かという優先順位が付かない事例だと思うのです。

このほかにもいろんな話がありまして、例えば、ファイル共有ソフトであるウィニーによってパソコンから色々な情報が流出して大変なことになっていますよね。企業機密だけじゃなくて、犯罪被害者の情報まで漏れて、大変なことになっています。このウィニーによる情報流出を防ぐために、あるプロバイダーが、ウィニーが流通するのを検知する

法学を学ぶ意味

システムを開発してウィニーを使わせないようにしようというサービスをやろうとしたら、総務省からストップがかかったのです。ウィニーとか、何らかのソフトを利用する人を検知することは通信の秘密を侵害する行為である、通信の秘密を侵害する行為は憲法違反だということで、プロバイダーがやろうと思ったことが邪魔されたわけです。そういう理屈はあるかもしれないですけども、そうしたら、ウィニーによる被害はどうするのだという問題は何も解決しないわけです。

そもそも通信の秘密とは何ぞや、となるのですけれども、別に情報内容を見ようとしたり、盗聴しようとしたりするわけではないのです。総務省は、問題のあるソフトを使おうとする人を検知することも通信の秘密に反するという解釈をしているのですけれども、これがはたして国民の常識にあっているのかということは考えてみる必要があると思うのです。私は、そのようなものが憲法違反になるはずがないと思っているのですけれども、今のところそういうことを書いている人は私以外に発見していないので、私がおかしいのかもしれないかもしれませんが、まあ、こういう問題があるのです。

法学部におられる皆さんもせっかくですから、日常、色々な出来事を見られた折に、既存の制度がはたして正しいのか、役所がやっていることがはたして正しいのかということを考えていただくと、それなりに楽しいのではないかと思います。正直いって法学部の勉強では、なかなか楽しいと思うことがないように思うのですが、日常の中で新聞とかでニュースになっている事柄を考えてみると、それなりに楽しみを感じられることもあるのではないかと思います。

このほか、犯罪被害とか被害に遭うことを防止するために色々な制度を提案したら「いや、それはこういう自由を侵害するからダメだ」といわれることが多いです。もっともなことも多いのですけれども、国民の常識からして本当にそうなのかと思うことも結構ありまして、皆さんも

講 演

せっかく法学部におられるわけですから、考えていただければと思います。

これから先、法律の制定または、法律の解釈、運用をする立場に立たれた時に、是非心掛けていただければと思うのは、弱者の保護という観点です。弱い立場にいる人を保護する、守るという観点から法律が制定され、解釈、運用されねばならないということを是非考えていただきたいのです。一方的にどちらかが悪ければ、結論は明らかですよね。一方がもっともな理由がなければ結果が明らかですが、大体紛争や揉め事は、どちらにも何らかの理由があるはずですよ。その中で合理的な結論を出すことが法律家には求められるわけですが、そういう相対する主張、もっともな主張の時にどう判断するかという場合、やはり弱者の保護という観点が、私は極めて重要ではないかと思っております。

一つ例を挙げますと平成一〇年の風俗営業法の改正の時に、インターネット上にわいせつ画像があることを知ったプロバイダーが、それを消さねばならないという法律を作りました。そういう案を出したら、弁護士が集まりである日弁連から、表現の自由、通信の秘密を侵害して憲法違反だという反対意見が出たのです。ただね、ちょっと考えて下さいよといったのですけれども、わいせつ画像、特にその中でも児童が被写体となっているようなものは顔が晒されていることが多いわけですね。強姦されたり、無理矢理撮られた画像が、顔が晒されたままインターネット上に出回っているわけですが、それを表現の自由だ、消すことは通信の秘密を侵害するという主張がおかしいのは明らかですよ。こういうことを主張する人は、表現の自由とか通信の秘密ということに価値を認めていますが、片やこれがかたがた弊害、特に弱者、犯罪被害者にもたらす弊害について思いが至っていないと思うわけですが、法律の制定や法律の解釈、運用にあたっては、そういう弱者の保護という観点は絶対に疎かにできないと思います。

法学を学ぶ意味

法律を学ぶということは、今後皆さんがいかなる職業に就かれても、非常に役に立つといえますか、価値あるものです。それなりに条文を覚えたりすることは最低限必要ですが、それはメインではなくて、いかに国民の常識にそった判断をできるようになるかということが重要だと思います。ですから、良心といえますか、バランス感覚を保っていただくことが、重要であろう思っております。

その際に、常識を持つだけでは他の学生と変わらないわけですから、やはり、それなりの関心を、社会事情、法律制度に対して持っていたらいい、先ほどご紹介させていただいたほかにも、はたしてこんな制度でいいのかと思うことは色々あるかと思しますので、そういうことを意識して、お考えいただければと思います。

甚だ雑駁なお話で、また十分な知識もないにもかかわらず、お話をさせていただきましたが、ご参考になれば幸いです。ご静聴ありがとうございました。